

加藤 博 著

『アブー・スィネータ村の
醜聞——裁判文書からみたエジブ
トの村社会——』

創文社 1997年 vii + 240 + 23ページ

あか ほり まさ ゆき
赤 堀 雅 幸

I

「この著作は、私とエジプトの一村舎との間の、断続的ではあるが10年あまりにわたる関係の記録である」(3ページ)。

本書冒頭の一文を読んだかぎりでは、読者が本書を文化人類学者による農村調査の民族誌と考えても不思議はない。事実、本書の内容は人類学と深い関わりを持つ。人類学者のはしくれである私に書評のお誘いがあったのも、そのような由縁からであろう。しかし本書は、近代エジプトの社会経済史を専門とする著者が、豊富な文書資料を採求して行った緻密な研究^(注1)と、その背景となる問題意識を広範に語る著作^(注2)に続いて世に送り出した、第3の研究の形である。

本書が扱うのは、下エジプト・メヌーフィーヤ県の古村アブー・スィネータ村を150年前に見舞った一大醜聞である。醜聞とは、中央政府任命の村長職(ウムダ)導入後、おそらくは最初の村長となった人物が、村人からの20件におよぶ訴訟の果てに失脚した事件である。1984年の長文の訴訟文書との出会いに端を発する本研究は、したがって、著者がこれまでも試みてきた農村史の事例研究をさらに一步進めるものである。しかし、それよりも本書の特色となっているのは、著者が1986年以降くりかえし醜聞の舞台となった村を訪れ、そこで同じ事件が村人によって語られることを知り、文書と聞き取り双方

の補完の上に農村史研究の新たなアプローチを模索したことである。

レヴィニストロースはかつて、民族学と歴史学は分かちがたいと評し^(注3)たが、そのような認識はもはや大多数の人類学者にとって自明である。しかし、2つの分野の学問を調和させる具体的な方策はいまだに明らかではない。それゆえ、本書は歴史学の好著としてだけでなく、人類学あるいは地域研究の方法論的試みとしても注目に値する。とりわけ、本書研究の端緒となった論文以来^(注4)、その動向に注目し、1990年には著者ご夫妻のご好意で村にともなわれたこともある私としては、本書の登場は長らく待ち望まれたものであった。

II

本書の構成は次のとおりである。

プロローグ なぜこの本が書かれたのか

第1部 アブー・スィネータ村

村へ／村の概観／地域社会のなかでの村

第2部 文書「アブー・スィネータ村の醜聞」

「醜聞」文書解題／訴訟三題

第3部 伝承「アブー・スィネータ村の醜聞」

「聞き取り調査」解説／聞き取り調査結果

第4部 「醜聞」にみるアブー・スィネータ村

村社会の住民構成／村社会の人間関係／村社会と村長(ウムダ)

第5部 アブー・スィネータ村の150年

「醜聞」文書と伝承／村の政治 継続と変化／

村は共同体? —— 宗教意識からみた村社会 ——

エピローグ 「醜聞」にみる村社会の「日常性」

プロローグにおいて著者は村との出会いを語り、続く第1部では村の概要を説明する。読者は、カイロから出発して上下エジプトを分かつかナーティル・ハイリーヤを過ぎ、村へと運ばれていく。自作農中心の村は塊村の形をとり、中心には聖者廟を擁する。人々は同族集団(アーイラ)によって住みわけ、その長である村長老(シャイフ)たち、その上に立つ村長(ウムダ)を通して地方行政へとつながって

『アジア経済』XXXIX-8 (1998.8)

いる。村はまた、市のネットワークを介して地域経済と結びついている。

第1部は、本論への進行を空間の移動へと読み換えてスムーズな導入部を形成し、著者の歴史研究をふまえた村落類型などを折り込んで物堅い。

ついで読者は、そこから一気に150年前の村へとさらわれていく。第2部は醜聞を文書に基づいて復元することにあてられる。文書解題の後、著者は醜聞の社会背景を示し、それを農村社会史のなかに位置づける。すなわち、村長ムハンマド・マンスールの不正に対する訴訟の嵐の背景に、村長家とそれを追及するバリーン家の対立をみとり、そしてその対立がこの時期に噴出することに、ウムダ職の導入が村落有力者間の均衡をゆるがしたという農村史の大局をみる。

第2部後半では、文書にみられる訴訟3件が原文に忠実に紹介される。訴訟はいずれも、村民の遺産を村長が不法に没収したとの訴えである。結果も一様で、村長側の提出した証拠書類の不備と、証人が村長の縁者（その最たる者が県庁役人である姻戚ムハンマド・ハリール）であって信頼できないとの判断によって、村長は敗れる。とりわけ第3訴訟（ムハンマド・ディープなる村民の遺産をめぐる、バリーン家側を原告、村長マンスール家側を被告とする訴訟）の審理過程は複雑であり、この訴訟において村長は賠償、罷免、禁固を命ぜられる。一連の訴訟の幕引きという意味でも、この一件は特別である。加えて相続権者の偽装死、証人拉致、書類偽造など、そこには著者自身のいうように推理小説を読む趣がある。

第2部について不満に思われるのは2点である。第1に、醜聞の解釈の後に内容が紹介されるという順番は、推理小説であれば種明かしの後に肝心の事件を知ることである。データ以前に解釈を与えられることで、結論に向かって誘導されている感は否めない。第2に、この部分は既出論文^(注5)を、研究に着手した当時の「精神の高揚を大切にしたい」との考えからほぼそのまま再録しており、著者の気持ちは汲まれるが、これは第3部との対応関係の危うさに通じている。第3部で取り上げられるのは、ほ

んど第3の訴訟に関わる聞き取りであり、読み進むにつれ、第1、第2の訴訟記録の提示が本書全体のなかでなす意義が希薄に思われてくる。

第3部では、聞き取りによって得られた醜聞の紹介がなされる。ここでも、まず資料の解題が示され、次いで語られた内容が示される。既発表論文との関係は第2部より複雑で、1988年論文^(注6)を引用の形でとりいれ、結果として地の文に著者論文、醜聞文書、聞き取り内容の引用が交錯する。

聞き取りの内容は、文書とは異なる意味で興趣に富んでおり、5人の語り手から、第3訴訟がよりシンプルな形で確認される。歴代村長が跡づけられ、村長職がマンスール家からバリーン家に移ったのが確認される。語り手からはそれぞれに細部の異なる醜聞が語られ、その背景に語り手と醜聞当事者との関係、その影響をひきずる今日の間人間関係があるとみることが正しいだろう。同時に第3部は、マンフル家の人間（中立）から、バリーン家（勝者）、そしてマンスール家（敗者）へと、著者が現地調査の進展とともに醜聞の物語構造をたどりなおした軌跡でもある。

聞き取り調査でもう1点特筆すべきは、文書にみられない2つの醜聞が語られたことである。そのひとつは、マンスール家とバリーン家との間にラクダをめぐる争いがあったというもの、もうひとつは第3訴訟の後、ムルシー・ファイユミーなるならず者の殺害をめぐる、村長職がバリーン家からマンフル家へと移行したというものである。ラクダの醜聞は文書における第1、第2訴訟と並行関係にあって、村長交代劇のプレリュードをなしている。ならず者の醜聞は第3訴訟の事件に重なる物語構造を持つ点、すなわち、ともに村政治の外に存在する異質な項（ムハンマド・ディープ／ムルシー・ファイユミー）を媒介とした展開をもっている点でさらに重要である。

時代や状況の個性を捨てて安易にモデル化を図ろうとする人類学者の悪癖とそしられるかもしれないが、第2部、第3部で示された醜聞は重ね合わされて、ひとつの物語＝政治構造の図を示すようにみえる。だが、著者がこの後で展開する分析はそうし

た構造論的な読みとは、少々異なる道筋をたどる。

III

第4部の冒頭において著者は、村の暮らしに関わる人々を6つの社会範疇、パワーガ層、エフェンディ層、ウラマー層、村落有力者層、一般の村民、そして寄留者（およびアウトロー）に区分する。ついでそれらの人々の村に対する位置関係から、村の心理的閉鎖性と政治的、経済的、社会的開放性が説明される。

これに続くのは、第3訴訟における村長の手口を説明するくだりである。この一節は掛け値なしにおもしろく、明晰なること名探偵の謎解きをみるかのようである。村長が遺族の死を偽装し、架空の血縁を作り出す詐取のプロセスは複雑だが、それをアサバ（父系親族とのつながり）という伝統と、法定相続人というイスラーム法の規定の2つの原理に照らし合わせるとき、村長の手口がきわめて合理的であることが示される。著者の分析に賞賛を呈するとともに、おそらくは同様の思惟を直感的に会得していた、村長の身体化された知識に舌を巻く思いがする。

アーイラを結束させる原理としてのアサバに対して、村社会を形成する多様な人間関係、特に姻戚関係の重要性を指摘する一節もまた、事件の縦糸と横糸をたくみに見分けさせてくれる。ただし、父方並行イトコ婚の選好が村ではみられないという著者の議論には保留が必要である。多くの研究者に混乱を招いてきた問題ではあるが、簡単にいえば父方並行イトコ婚とは、婚姻という形式による父系原理優越の表明と理解するのが適切である。アブー・スィネータ村においても、人々は問われれば「父方並行イトコとの婚姻が一番だ」と答えるだろう。しかし、それ以外の婚姻形態が不可欠であるのは、村内に多数のアーイラがあるのに村役は少数しかないことから容易に推測される。実際に調べたわけではないが、村役を出さないアーイラが、婚姻を介して、村役を出しているアーイラと連合している可能性は高い。事実、村人はしばしばアーイラ間の関係を通婚の有無によって説明していることが、著者自身によって

指摘されている。

第4部の最後は、村内に対しては「父」のごとき權威をおよぼしつつ、その權威が国家によって保証も掣肘もされるために、両属的となる村長の立場が論じられる。村民と国家権力とのパトロン・クライアント関係が村長の行動パターンを決定するという説明は、著者のこれまでの著作での同様の議論の延長上にある^(註7)。

第5部は、文書と聞き取りとをつきあわせ、醜聞以降150年にわたる村社会の変容を論じることに費やされる。

3つの章に分けられた第5部の最初の章では、文書と聞き取りの間にある一致から、醜聞の眼目となる点を洗い出す作業がまずなされる。しかしそれ以上に興味深いのは、聞き取りにおいて語られなかったことを指摘する一節である。そこから、醜聞が風化しつつも今日の人間関係に影を落とし、それ以前の歴史について伝承をもたぬ村にとって醜聞こそが現在の村の歴史の出発点であると、著者は主張する。実のところ第3部において、醜聞文書にみられる何人かの人間の間接関係、聞き取りの側からは確認できないことに著者が落胆するというのが、私には理解に苦しむことだった。著者自身本書で、文書であれ聞き取りであれ、それが事実であるかに固執しないと述べている以上、語られざるの意味はたやすく、事実性の探求以外に求められようと思われたからである。その疑念は「隠される『醜聞』」と題したこの節で、とりあえずは解消される（もともと、肝心のこの節の最後で「事実を探索する作業は果てしない堂々めぐりとなる」という一文に出会うと、著者は事実を求める性から逃れられざるかと思わぬでもない）。

次に、村の政治の変容と宗教意識の変容を追う2つの章がある。醜聞の背景に地方行政の再編成があることをみた上で、著者は村民にとって、国の政治が村の政治との関係のなかで、とりわけ村長との結びつきのなかで記憶されるというメカニズムを想定する。そして、有力家系の駆け引きとして展開する村の政治と歴史のあり方に、近年の旧有力家系の影響力低下、新興家系の登場が終焉をもたらすかにつ

いて判断を保留する。

ここで関心を呼ぶのは、今日有力ではないある家系の人物が、実は村長を一代限りつとめていたという語りが得られたという記述である。再びここで読者は、媒介項的な存在、積極的忘却と沈黙をとまなう歴史の語りにも直面する。

また、アーイラが一枚岩ではなく、より小規模な親族集団こそが生活単位であり、村政治の単位であるという主張も見逃せない。アーイラがアサバ（父系出自）を基礎に組み立てられる以上、それが分裂融合の契機をはらんでいることは、人類学の社会理論の基礎である。またアーイラに長がいるということは、村長職をめぐるのと同様の内部対立がアーイラのなかにあることを、なんら不思議としない。

なお、アーイラの実質については、著者の別著が活発な議論を提起している^(注8)。これと関連して、人々がアーイラの始祖までの出自をたどることができず、実際にたどれるのは祖父までであり、その出自の限界が150年という村の歴史に重なるという指摘も一考に値する。そもそも、出自の語り方には世代を順に経る方法と、特定の祖先を世代を越えて参照する方法の2つがあることは、父系出自一般についてよく知られている。ここで重要になるのは、世代をたどれず、時代を特定することのできない祖先の名＝現在の家系名もまた、村人にとって歴史を語るものだという点である。そのように考えるならば、出自は政治であり、政治は歴史であるという著者の論点を拡張することができるだろう。聞き取り調査において、村人たちが自分たちの始祖を村に最初にあった者であると述べていることは、著者が考えている以上に深い意味を持っている。

これとは別に、醜聞以前の村の歴史を語る伝承もある。それは聖者シーディー・マシュアルの伝承である。この聖者は村の象徴であるとされ、パッリーン家の権威は聖者との結びつきによっても強化されているという。しかし、この聖者への信仰もまた、近年若い人々からは忌避されつつあるという変容に触れて、第5部はしめくくられる。ここでも、媒介項的な外部の存在（聖者はイラクから来た）が重要な意味を持つ。

エピローグでは2つの論点が提出される。

第1は、醜聞のような「出来事」の研究が、自覚されないがゆえに日常であるところの社会の構造を浮かび上がらせる、つまり、出来事の研究とは日常性の研究であるという、人類学ではおなじみの視点である。

第2は、村の日常と非日常をとらえるきっかけとして「見られていないとき、彼らは盗む。しかし、見られているとき、彼らは譲り合う」という諺を取り上げ、さらにそれを「アワンタ」という一語に凝集させる議論である。鍵となるのは第三者の存在で、架空の第三者を言い逃れに用いるのがアワンタであり、権威ある第三者を証人として問題解決を図るのが、イスラーム裁判制度における証人の重視であると著者は述べる。そしてこのような主体、客体、媒体という3者関係にこそ、村民ひいてはエジプト人の行動パターンは依拠しているという結論が導き出される。

口うるさいことをいえば、著者の「アワンタ」という語の解釈は、私とその語にもっている語感とやはずれている。また、第三者を媒介とする自他の関係を村から一挙にエジプト人の行動原則に敷衍し、それを西欧近代と対比するのは強引であろう。

IV

ここまで本書の展開を追いながら、なるべく著者とは異なる（人類学的な）視点から、共感と違和感を示してきた。その際、私のなかでふくらんできた、醜聞の物語構造における媒介項の重要性という思いは、エピローグで著者の論点に包摂されたかと思われる。正直にいえば、初読のおりには散漫な構成と思われた第4部、第5部が、二読三読するうちにすっかり腑におちるものとなってしまった。まずは感服したといわざるをえない。

しかしてなお、読後私にはある種のいらだちも残っている。それは、本書を通して文書と聞き取りは本当に出会えたのだろうか。言い換えを許されるなら、歴史学と人類学は共働の場を発見したのだろうかという疑念である。

人類学については、著者はあらかじめその分野からの批判があることを予期し、第3部において回答を用意している。すなわち、現地調査がさほど継続的なものでないゆえにデータが不十分であるという批判を受け入れるが、研究の限定された目的ゆえにそれは問題とならないというものである。しかし、これはまったくの杞憂であった。彼が予想したような形で批判を行う人類学者はおそらくいないだろう。もちろん、今日でも人類学者は自分が調査する人々から可能な限り多くを学ぼうと努めている。しかし同時に、今では調査期間の長さが調査の成果を保証しないことを彼らは知っている。結局、人類学者の調査もまた多くの偶然に左右され、ごく限られた不十分な情報をめぐって行われている。したがって、問題となるのは聞き取りデータの量と質ではなく、それがどう文書データと呼応したかである。この点について本書は2つの積極的価値を有している。

第1は、第2部と第3部が相同の構造を持つかのように構成されているために、かえって見えてくる文書と聞き取りとの資料としての性質のずれである。双方ともに地の文に資料が引用される形をとっているが、文書での時系列は内容と読み手双方の時系列であるのに対して、聞き取りの得られ方は内容の時系列に必ずしもよらない。また、どちらも系譜が示されるが、文書については登場人物の、聞き取りについては語り手の系譜が示される。もちろん、これらは構成を変え作図を工夫して手直してできるが、150年の時を離れた複数の語りがあるとき、その相互参照がもたらす知見を考えるには、たいへん示唆的な記述のあり方である。

第2は、本書には文書であれ聞き取りであれ、資料に触れ調査する主体（＝著者）の行動と感興が、随所に盛られていることである。第3部で著者は自らを村民の日常生活における束の間の非日常であると述べている。著者の研究が非日常を介して村の日常性を浮かび上がらせることにあったことからすれば、著者自身が村の生活の登場人物となっているの

であり、その点では著者はムハンマド・ディーブやムルシー・ファイユーミーら醜聞中の寄留者たちとはからずも肩を並べている。研究における主体と客体の峻別があやうくなり、その関わりが厳しく問われる今日の状況のなかで、本研究はその結論もさりながら、意図と行動のプロセスの提示において、たいそう刺激的な書物であった。

いささか著者には面映ゆくと思われる書評内容かもしれないが（こういうことを臆面もなくやるのがアワンタだと私は思う）、これも1年ぶりにカイロを訪れて再び現地に関わろうとする私の精神の高揚のなせるわざと御寛恕いただきたい。著者は他にもイズバ農村、ベドウィンの定着村にて聞き取り調査を行っているとのこと、その成果を近々に目にできることを願って、評者の筆をおきたい。

（1998年カイロにて）

（注1）加藤博『私的土地所有権とエジプト社会』創文社 1993年。

（注2）加藤博『文明としてのイスラム——多元的社会叙述の試み——』東京大学出版会 1995年。著者には他に概説書として『イスラム世界の危機と改革』山川出版社 1997年がある。

（注3）C・レヴィ＝ストロース『構造人類学』荒川幾男他訳 みすず書房 1972年 3～34ページ。

（注4）加藤博「アブー・スィネータ村醜聞——19世紀中葉エジプト・村落有力者層の権力基盤——」『東洋文化研究所紀要』第99冊 1986年。

（注5）加藤「アブー・スィネータ村醜聞……」。

（注6）加藤博「エジプト農村史研究序説——聞き取り〈カフル・シュブラフール村の村方騒動〉〈アブー・スィネータ村醜聞〉——」『東洋文化研究所紀要』第106冊 1988年。

（注7）加藤『私的土地所有権……』444～447ページ、および加藤『文明としての……』143～146ページなど。

（注8）加藤『私的土地所有権……』405～416ページなど。

（上智大学アジア文化研究所専任講師）